

理事の職務権限に関する規程（案）

特定非営利活動法人馬瀬川プロデュースの理事の職務権限は、定款第15条第1項から第3項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

- 1 代表理事は、理事会開催時に、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。
- 2 理事の職務権限は、次の表のとおりとする。

(1) 代表理事	この法人を代表し、その業務を執行する。 理事会を招集し、議長として主宰し、又は議長を指名する。 総会を招集する。 直接もしくは副代表理事又は理事を通じて、事務局を統括・指揮し、重要事項を承認・決定する。
(2) 副代表理事	代表理事を補佐し、必要に応じて代表理事の職務を代行する。
(3) 理事	定款や社員総会の議決に従って業務を執行する。 善良な管理者としての事務を処理する。 各理事は、協力して業務を遂行するとともに、担当業務に関し事務局を指揮・監督する。 必要に応じて代表理事、副代表理事の職務を代行する。

附 則

この規程は、令和5年3月〇日から施行する。（令和5年2月〇日理事会議決）

以上